

安定型処分場に搬入できない廃棄物にご注意ください

宮城県循環型社会推進課

近年は、様々な性状の廃棄物が増えています。安定品目以外の廃棄物が混入したまま一旦埋めてしまうと、環境負荷を低減することが困難です。安定型最終処分場の維持管理や安定化に悪影響が出る可能性がありますので、以下の注意事項を確認の上、適正処理を徹底してください。

1 安定型最終処分場へ搬入できるのは安定型産業廃棄物のみ

安定型最終処分場に埋立できる廃棄物は、以下の6種類のみです。安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入している場合は、管理型処分場へ搬入してください。

- (1) 廃プラスチック類（次に掲げるものを除く。）
 - ・自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチックまたは金属から成る部分に限る。）、自動車のタイヤを除く）の破砕に伴って生じたものをいう。）
 - ・廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）
 - ・廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であり、有害物質または有機性の物質が混入し、または付着しているもの）
 - ・水銀使用製品産業廃棄物
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管または板であって不要物であるもの、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
- (4) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
- (5) がれき類
- (6) 環境大臣が指定したもの（現在、石綿含有廃棄物の溶融化物等が指定されている。（平成18年7月27日環境省告示105号））

2 建設系廃棄物の注意点について

(1) 窯業系サイディングをご存知ですか。

窯業系サイディングは、パルプ系繊維や木質チップ等を使用した場合が多い外壁材で、多様な建築物に利用されていますが、混合物を外面だけで判断することができない廃棄物ですので注意が必要です。

<注意点>

- ・断面をよく見て判断してください。
- ・パルプ系繊維を混合した窯業系サイディングは、細かい繊維を混合している物もあり、一見するとコンクリート片のように見えることがあります。
- ・製造メーカーに材質・性状を問い合わせたり、分析して判断するのが望ましいです。

(2) 分別はしっかり行ってください。

- ・分別は適正処理の第一歩です。
- ・壁紙もしっかりはがしましょう。
- ・木くず、紙くず等の混入が否定できない場合は安定型処分場へ搬入しないようにしてください。

(3) 廃石膏ボードについて

廃石膏ボードは、埋立すると硫化水素が発生するため、平成10年に安定品目からはずされ、安定型処分場に搬入できません。なお、石膏ボードには、ヒ素を含む製品がありますので、下表の製品については、製造者に連絡して廃棄先を確認してください。

製造工場	製造時期	商品名	製造会社名の表示	JIS許可番号	製造年月日(ロット番号)例	連絡先
小名浜吉野石膏(株) いわき工場	S48 ~H9年4月	タイガーボード	吉野石膏OY	277057 277058	LOT NO.03 96 24 10 50 C 月 年 日 時 分 班 年;西暦年	吉野石膏(株) 仙台支店 022-262-4421
日東石膏ボード(株) 八戸工場	H4年10月 ~H9年4月	アドラせっこうボード	日東石膏ボード株式会社	265024 265023	A 5 5 0 1 班 年 月 日 年;昭和又は平成の年の末字 月;10月,11月,12月はXYZで表示	

3 水銀使用製品産業廃棄物の安定型処分場への埋立禁止

平成29年10月1日の廃掃法政令等改正施行後は、蛍光管等の水銀使用製品産業廃棄物は安定型最終処分場への埋立が禁止されます。

○安定型処分場に搬入するときには○

- 1 搬入できない廃棄物が混入しないよう分別を徹底しましょう。
- 2 搬入できない廃棄物についてしっかり把握しておきましょう。